

津山市ワーク・ライフ・バランス推進企業 募集

問 人権啓発課（アルネ・津山5階） ☎31-2533

市では、仕事と生活の両立や男女がともに働きやすい職場環境づくりなど、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に積極的に取り組む企業を「津山市ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定し、先進的な取り組み事例を広く紹介しています。

募集期間 10月1日(木)～12月28日(月)

対象 市内に事業所があり、社員のワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む企業

認定要件 次の分野に積極的に取り組む企業

①子育て支援、②介護支援、③雇用環境整備、④地域活動支援など

認定特典

- 「津山市ワーク・ライフ・バランス推進企業認定証」を交付
- 市ホームページなどで、認定企業の取り組みを紹介

認定期間 令和3年4月1日～令和6年3月31日

※申込方法など、詳しくはお問い合わせください



浄化槽を正しく使いましょう ～10月1日は浄化槽の日

問 下水道課 ☎32-2100

浄化槽は正しく管理されて初めて機能を発揮します。浄化槽の内部では、微生物が汚物を食べて浄化します。微生物が働きやすい環境を作るため、次のことに注意してください。

- 定期的に検査・点検・清掃する
- 浄化槽の電源は切らない
- トイレに紙おむつなど、水に溶けないものを流さない
- 塩素系洗浄剤や殺菌剤を使わない
- 使った天ぷら油や調理くずを流さない

合併処理浄化槽を設置する人へ

合併処理浄化槽は、し尿だけでなく生活雑排水もきれいにし、美しい水環境を保ちます。下水道事業が認可されていない区域や、農業集落排水区域以外の地域で、合併処理浄化槽を設置する人に、補助金や浄化槽改造資金金融資のあっせん制度があります。

踏切工事のため終日通行止になります

問 土木課 ☎32-2095

清眼寺踏切（院庄）の拡幅工事のため、踏切付近の市道が歩行者を含め終日通行止めになります。

ご迷惑をお掛けしますが、ご協力をお願いします。

通行止期間 令和2年10月20日(火)～令和3年3月末

※工事が終わりしだい、通行止めを解除します



市県民税の基礎控除などが変わります

問 課税課市民税係（市役所2階3番窓口） ☎32-2015

令和2年分所得から、働き方の多様化や働き方改革に対応した内容が変わります。

基礎控除額の引き上げ

特定の収入にのみ適用する給与所得控除や公的年金等控除の控除額を一律10万円引き下げ、どのような所得にも適用する基礎控除の控除額を10万円引き上げます。合計所得金額が2,400万円を超えると、その金額に応じて控除額が減少し、2,500万円を超えると基礎控除は適用されなくなります。

※給与所得と年金所得の両方がある人は、所得金額調整控除を適用

非課税対象の拡大

非課税の対象となる合計所得金額が、28万円以下から38万円以下に変わります。

税法上の扶養の拡大

税法上の扶養になる合計所得金額を、38万円から48万円に引き上げます。

※配偶者特別控除の対象も38万円超～123万円以下を、48万円超～133万円以下に引き上げ

未婚のひとり親控除の新設、非課税対象の拡大（住民票に事実婚が明記されている場合を除く）

未婚のひとり親が生計を一にする子（前年の所得が48万円以下に限る）を有し、前年の合計所得金額が500万円以下の場合、30万円の控除を適用します。

また、子どもの貧困に対応するため、前年の合計所得金額が135万円以下のひとり親は、個人住民税の非課税対象になります。

市税(料)の滞納処分を強化しています

問 納税課（市役所2階1番窓口） ☎32-2014

市税(料)は、皆さんが安心して暮らすことができるまちづくりのための重要な財源です。市税(料)の滞納は、納期内に納付した人との不公平感が生じるだけでなく、市の財政を圧迫します。

市税(料)を滞納した場合は調査を行い、財産を差し押さえて、滞納となっている市税(料)に充当することになります。

納付相談窓口をご利用ください

被災・病気・失業・事業の廃止など、やむを得ない事情で納期内の納付が困難になった場合、放置せず早めにご相談ください。新型コロナウイルスの影響により一定以上の収入が減少した場合、徴収の猶予が認められる場合があります。

次の時間帯も納付相談を受け付けています。

金曜夜間窓口 毎週金曜日午後7時まで（祝日・年末年始を除く）

日曜納税窓口 毎月最終日曜日午前9時～午後4時（12月は第3日曜日）

滞納処分についてのQ&A

Q1. 少額の滞納でも差し押さえされるのですか？

A1. 金額に関係なく、滞納していると差し押さえの対象になります。

Q2. 承諾なしに財産を差し押さえられました。このようなことが許されるのですか？

A2. 財産の差押処分は法律に基づいた正当な行政処分です。予告や承諾を必要としません。

Q3. 住宅ローンなど借入金の返済があり、税金が払えません。

A3. 借入金の返済を理由に、税金の徴収を猶予することはできません。税金は、住宅ローンなどの借入金よりも優先して徴収することが法律で定められています。